

生駒市では令和5年4月の受診から、
子ども医療費助成制度
ひとり親家庭等医療費助成制度 が変わります



県内12市初

対象
18歳
まで拡大

未就学児
負担額
ゼロに

健康保険証を使い、子どもが医療機関で受診したときの自己負担金を助成する「子ども医療費助成制度」。子育て世帯の負担を軽減するため、4月から制度を拡充します。

▷注意 現在小学1年生～中学2年生は4月1日以降も現在の資格証を利用してください。

中学卒業後～18歳(18歳の誕生日以後最初の3月31日までにある子ども)

▷一部負担額

- ◇通院…医療機関(レセプト)ごとに月額500円(調剤薬局を除く)
- ◇入院…医療機関(レセプト)ごとに月額1,000円(14日未満の入院は500円)
- 資格証は3月中旬に送付します。

- ▷申請 平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの子どもは、「子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書」の提出が必要です。
—現在中学3年生(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)の子どもは申請不要です。

未就学児(0～6歳の誕生日以降最初の3月31日までにある子ども)

▷一部負担額 0円

- 既に乳幼児医療費受給資格証か、ひとり親家庭等医療費受給資格証を持つ子どもは申請不要で、4月1日(土)からの資格証は3月中旬に発送します。3月31日(金)までの受診は手元にある資格証を使用してください。

- ▷注意 4月1日以降に古い資格証を医療機関で提示すると、助成を受けられないおそれがあります。

4月以降は必ず、新しい資格証を医療機関で提示してください

